

【第3版】（令和元年7月10日）

（第1章）

- ・年代別で見る風しんの予防接種制度の変遷の図を時点修正（1-1）
- ・実施機関一覧表掲載前でも、抗体検査及び定期接種を実施できる旨修正（1-3）
- ・実施機関の届出内容に変更が生じ、その旨の届出がなかった場合は費用の支払いができなくなる可能性がある旨追記（1-3）
- ・「集合契約における実施機関の取りまとめ団体」の表に市区町村を追加（1-3）
- ・「集合契約における契約の代理人」の表に都道府県を追加（1-3）

（第2章）

- ・受診票、予診票を pdf で印刷する際は「実際のサイズ」で印刷するよう追記（2-1）
- ・受診票表面、予診票の様式の修正を反映（2-1）
- ・受診票の裏面を表面と別刷りした場合は、裏面の送付は不要である旨追記（2-1）
- ・受診票、予診票の回答欄横の医師記入欄について、特記事項がなければ未記載でよい旨追記（2-1）
- ・予診票のワクチン名、ロット番号、接種量について、シール貼付でもよい旨追記（2-1）
- ・医療機関等コードについて追記（2-2）
- ・10桁の医療機関等コードを有していない機関における集合契約の参加方法を追記（2-2）

（第3章）

- ・集合契約においてはMRワクチンのみを使用することを強調（3-3-4）
- ・MRワクチン発注時に記載する様式は、卸売販売業者に直接問い合わせる旨追記（3-3-5）

（第4章）

- ・予防接種の請求金額の税込み欄を修正（4-1）
- ・請求総括書について、所定の様式を用いて手書き作成も可能である旨追記（4-1）
- ・国保連への送付書類について、受診票の裏面を表面と別刷りした場合は、裏面の送付は不要である旨追記（4-1）
- ・請求総括書に押印する印鑑は、任意のものでよいことを追記（4-1）

（第5章）

- ・Q3（実施機関一覧表掲載前でも、抗体検査及び定期接種を実施できる旨修正）
- ・Q4（厚生労働省の実施機関一覧表への掲載について）
- ・Q5（受託状態の変更を行う場合の対応について）
- ・Q6（対象者が医師で、自院で抗体検査又は定期接種を希望する場合について）
- ・Q12（以前の抗体検査の結果で、定期接種の対象であると確認できた場合は、抗体検査の受診票を作成する必要がない旨追記）
- ・Q14（受診票、予診票の「質問事項」横の医師記入欄について）

- ・ Q15（抗体検査の価格選択において、受診時刻は受付時刻で対応する旨追記）
- ・ Q17（集合契約ではMR ワクチンのみを使用する旨の契約書記載部を追記）
- ・ Q19（巡回健診時の「実施場所」について）

【第2版の微修正】（平成31年3月29日）

①8ページ

→※内の1文目の記載を一部削除

「当該実施機関の所在する市区町村が全国知事会宛での委任状の提出を受け」

②53・54ページ

→②クーポン内の記載事項 の 9)OCRラインの下から2行目に追記

「予診費用又は接種費用」

【第1版→第2版】（平成31年3月25日）

（目次）

- ・ 付属資料の追加（案内文のテンプレート等）
（第1章）
- ・ 契約途中で参加する際のスケジュールの追記（1-3）
（第2章）
- ・ 風しんの抗体検査の受診票のフォントの改訂（特に裏面の追加）（2-1）
- ・ 風しんの第5期の定期接種予診票の一部改訂（2-1）
（第3章）
- ・ 風しんの抗体検査の際の確認について（3-2-3）
→調整中であった内容の整理
- ・ 風しんの抗体検査実施フローの一部文言修正（3-2-3）
→特に、風しんの予防接種を受けたことがある（接種記録あり）場合について、希望者のみが抗体検査対象となる内容に修正
- ・ 受診票及び予診票の複製とその用途について（3-2-6、3-3-6）
→複製の考え方を整理
→実施機関で必要な情報と本人控えの扱いについて記載
→複写式の受診票を作成する場合の注意事項についての記載
- ・ MR ワクチンの発注時の基本的事項等について（3-3-5）
→ワクチン発注時の注意事項について記載
- （第4章）
- ・ 請求総括書及び市区町村別一覧表の一部改訂（4-1）
- ・ 支払先口座に関する記載を追加（4-3）
（その他）
- ・ Q&A の改訂・追加
→Q2（委任状の保管期間について）
Q9（抗体検査希望者の受診時の対応について）
Q10（抗体検査希望者の受診時の対応について、フロー）
Q11（表の修正）
Q15（手書きによる受診票・予診票の複製について）
Q21（クーポン券及び受診票の仕様について、既存物等の活用可能範囲を記載）